

平成 27 年 2 月 19 日

経済戦略局総務部総務課担当係長、市従公園支部書記長との予備交渉及び事務折衝

(局)

- ・これより予備交渉を始める。まず、交渉に関する事項について説明する。
- ・スポーツ部スポーツ課（スポーツ施設担当）の 1 名の職員について、2 月 18 日時点で一月の時間外労働が 30 時間を超える見込みとなっていることから、時間外労働の限度時間の変更について協議願いたい。
- ・変更する時間外労働については、一月の時間外労働時間の変更として、一月 30 時間を一月 40 時間へ変更願いたい。

(支部)

- ・本件については、引き続き事務折衝の場において協議を行うことを求める。

(局)

- ・では、引き続き事務折衝を始める。
- ・先ほど説明したスポーツ部スポーツ課（スポーツ施設担当）における時間外労働については、港湾局が一部施設の条例を廃止したこと、さらには建設局の公園管理事務所が再編されることの影響を受け、オーパス端末の設定変更や移設に関する契約事務が発生したことによる一時的な繁忙が原因である。

(支部)

- ・支部としては、今回の時間外労働が生じた理由については、やむを得ないものと考えている。
- ・時間外労働の命令にあたっては、特定の職員に偏ることのないよう、また、時間外労働の増加による職員の健康状態に十分配慮するよう要請する。

(局)

- ・今年度の時間外労働の状況を検証し、引き続き、業務が特定の職員に偏ることのないよう、努めていきたい。
- ・職員の健康状態については、今後とも配慮していきたい。
- ・以上をもって事務折衝を終了し、本交渉は行わないものとする。